

長野県民間社会福祉事業者 退職年金共済規程・施行細則

(令和6年4月1日適用)



地域共生応援大使
ふっころ

様式等は長野県社会福祉協議会公式サイト「ふれあいネット信州」上にも掲載しています。
ただし様式第7号、8号、13号、14号、22号、24号、29号は複写式となっているため、お手元
にない場合、本会へお問い合わせください。

<https://www.nsyakyo.or.jp/fukushi/pension/>



社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

目 次

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程

第1章 総則	1
第2章 加入者	1
第3章 標準給与	2
第4章 給付	
第1節 通則	3
第2節 退職年金	3
第3節 退職一時金	4
第4節 遺族一時金	4
第5節 年金に代えて支給する一時金	5
第6節 年金契約の解除による返還金	5
第5章 費用の負担	6
第6章 年金資産の運用	7
第7章 雑則	8
附 則	9
別表(1)～(4)年金共済支給率等一覧表	12

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済における定年延長に伴う 加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱要領

.....	15
-------	----

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程施行細則

.....	17
-------	----

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済事務処理の手引き

.....	23
-------	----

様式(様式第1号～様式第28号、参考様式第1-1.2)

様式第1号 契約申込書	29
様式第2号 新規加入通知書	30
様式第3号 年金契約証書	31
様式第4号 年金契約解除申出書	32
(添付)年金契約解除振込口座届	33
様式第5号 年金契約解除決定通知書	34
様式第7号 一時金支払指図書(共4968-2)	35
(付表)一時金支払指図書 記入上の留意事項	36

様式第8号	年金支払指図書・受給者届（特10279）	37
	（付表）年金支払指図書・受給者届 記入上の留意事項	38
様式第9号	月額変更及び職種変更通知書	39
様式第10号	加入施設・団体変更届	40
様式第11号	加入者氏名変更届	41
様式第12号	加入者原簿	42
	様式第12-2号 加入者別事業主掛金台帳	43
様式第13号	退職による給付の裁定請求書	44
	（付表）退職による給付の裁定請求書 記入上の留意事項	45
様式第14号	遺族に関する給付の裁定請求書	46
	（付表）遺族に関する給付の裁定請求書 記入上の留意事項	47
様式第15号	未支給給付請求書	48
様式第16号	年金給付裁定決議書	49
様式第17号	長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済の退職年金給付について（通知）	50
様式第18号	年金証書	51
様式第19号	年金受給権喪失届	52
様式第20号	年金受給権者現況届	53
様式第21号	代表受給権者に関する届	54
様式第22号	年金受給権者・一時金受給権者（氏名・住所・届出印・受取方法） 変更届（特10280）	55
様式第23号	納入通知書・異動確認書・掛金等額計算書	56
	様式第23-2号 領収書	57
様式第24号	加入者職員施設等間継続異動届	58
	（付表）加入者職員施設等間継続異動届 記入上の留意事項	59
様式第25号	加入者休職届	60
様式第26号	加入者復職届	61
様式第27号	人事院勧告に伴う給与改定の標準給与報告書	62
様式第28号	年金に代えて支給する一時金の事由確認書	63
様式第29号	年金支払廃止指図書兼選択一時金支払指図書（特10278）	64
	（付表）年金支払廃止指図書兼選択一時金支払指図書 記入上の留意事項	65
様式第30号	年金受給者特定個人情報申告書	66
参考様式第1-1号	長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済 加入承諾書	67
参考様式第1-2号	長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済への加入について（依頼）	68

長野県民間社会福祉事業者
退職年金共済規程

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程による制度（以下「本制度」という。）は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第2条第17号の規定に基づき、会員である施設等の役職員が退職又は死亡した場合に、その者又はその者の遺族に年金又は一時金を支給し、もってそれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 本制度において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)「年金契約」とは、次に掲げる事項を約する契約をいう。

ア 施設等は、本制度の定めるところにより年金その他の給付を支給するため、必要な資金を協議会に預託する。

イ 協議会は、本制度の定めるところにより施設等の権限の委任を受け、預託された資金から施設等に代わって、年金その他の給付の決定及び支給の事務を行う。

(2)「掛金」とは、協議会に対する施設等の預託金をいう。

(3)「加入施設等」とは、年金契約の当事者である施設等をいう。

(4)「加入者」とは、年金契約により年金その他の給付について、当該給付対象となる者をいう。

(5)「年金資産」とは、掛金、運用収益及び繰入金をいう。

(年金契約の締結)

第3条 協議会は、本制度への加入を希望する施設等との間に年金契約を締結する。

(年金契約の申込み)

第4条 年金契約の申込みは、施設等が別に定める申込書を協議会に提出して行うものとする。

(年金契約の成立)

第5条 年金契約は、協議会が前条の申込書を受領し、当該施設等がその月の掛金を協議会に納付したときは、その申込みのあった日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずるものとする。

(年金契約の解除)

第6条 協議会又は加入施設等は、年金契約を解除することはできない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 加入施設等が、協議会の会員の資格を喪失したとき。

(2) 加入施設等が、3分の2以上の加入者の同意を得て、年金契約の解除を申し出たとき。

(3) 加入施設等が、掛金の納付を3箇月以上滞納したとき。

(差別扱いの禁止)

第7条 本制度においては、特定の者につき不当に差別的な取扱いをしない。

第2章 加 入 者

(適用の範囲)

第8条 加入施設等は、雇用する次の各号に掲げる者を除くすべての役職員を本制度の加入対象とする。

- (1) 日々雇い入れられる者
- (2) 臨時に期間を定めて雇い入れられる者
- (3) 国、地方公共団体を退職した者で、共済組合から長期給付を受けている者及び受ける権利（共済組合の組合員期間25年以上）を有する者
- (4) 国、地方公共団体から出向している者

2 加入にあたっては、加入対象者の同意を得て加入させるものとする。

（資格取得の時期）

第9条 加入者は、次の各号の一に該当するに至った日に加入者の資格を取得し、本制度に加入する。

- (1) その勤務する施設等が、加入施設等となったとき。
- (2) 加入施設等の役職員となったとき。

（資格喪失の時期）

第10条 加入者は、次の各号の一に該当するに至った日の翌日に加入者の資格を喪失し、本制度を脱退する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 加入施設等を退職したとき。
- (3) その勤務する施設等が、第6条の定めるところにより年金契約を解除したとき。

（加入者期間）

第11条 加入者期間を計算する場合は、月によるものとし加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、休職を命ぜられた者（休職期間中第37条に定める通常掛金及び第38条に定める特別掛金を納付した者を除く。）については、休職を命ぜられた日の翌日の属する月から復職した日の属する月の前月までの休職期間を加入者期間に算入しない。

（加入者期間の特例）

第12条 昭和51年1月1日において加入者の資格を取得した者のうち、昭和45年4月1日施行の長野県民間社会福祉事業従事者退職手当共済制度（以下「旧制度」という。）の加入者であった者については、旧制度の加入者となった月から昭和50年12月までの期間（以下「過去勤務期間」という。）を前条に定める加入者期間に加えるものとする。

第3章 標準給与

（掛金算定の基準となる標準給与の決定及び改定時期）

第13条 本制度において掛金額算定の基準となる給与は、加入施設等の給与規程による毎年4月1日現在の俸給月額により決定（500円未満の端数は切り捨て、500円以上、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げる。）し、これを標準給与とする。ただし、俸給月額が360,000円を超えるときは、360,000円とする。

2 前項の標準給与は、その年の10月から翌年9月までの各月の標準給与とする。

3 新たに加入者の資格を取得した者に係る標準給与は、加入者の資格を取得した日現在の俸給月額により、第1項の規定を準用し決定する。

（給付額算定の基準となる平均標準給与）

第14条 本制度において、給付額算定の基準となる平均標準給与とは、加入者の資格を喪失した月の前月以前の加入者期間1年間における標準給与の総額を12で除して得た金額をいう。ただし、この額が前1年間の平均標準給与額にくらべ加入施設等の給料表で1号俸以上上廻っている場合は、直近上位の次の号俸をもって限度とする。なお、前1年間の平均標準

給与額が給料表の最低等級号俸以下の場合、最低号俸とその直近上位の号俸との差額を加えた額を限度とする。

第4章 給 付

第1節 通 則

(給付の種類)

第15条 本制度における給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 退職一時金
- (3) 遺族一時金
- (4) 年金に代えて支給する一時金
- (5) 年金契約の解除による返還金

(裁 定)

第16条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、協議会が裁定する。

(端数処理)

第17条 給付を受ける権利を裁定する場合において、給付額の計算過程に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ、給付額の計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(年金の支給期間)

第18条 年金は、その受給権が発生した月の翌月から開始し、支給期間は17年の確定とする。

(年金の支給時期)

第19条 年金は、毎年4月、7月、10月及び1月の各20日までにそれぞれ前月分までの分を支給する。

(一時金の支給時期)

第20条 一時金は、その受給権が発生した日から原則として3箇月以内に支給する。

(年金の失権)

第21条 年金の受給権は、次の各号の一に該当したとき消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき。
- (2) 第6条の規定により年金契約を解除したとき。

(支払が未済の給付の特例)

第22条 年金の受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支給を受けなかったものがあるときは、これを第30条に定める遺族に支給する。

第2節 退職年金

(支給要件)

第23条 加入者が、加入者期間20年以上で退職したときは、その者に対し退職年金を支給する。

(退職年金の額)

第24条 退職年金の額は、加入者期間に応じ次に定めるところにより計算される金額とする。

平均標準給与×別表(1)に定める率

(支給停止)

第25条 退職年金は、受給権者が55歳未満である間はその支給を停止する。

第3節 退職一時金

(支給要件)

第26条 加入者が、加入者期間20年未満で退職したときは、退職一時金を支給する。

(退職一時金の額)

第27条 退職一時金の額は、加入者期間に応じ次に定めるところにより計算される金額とする。ただし、退職一時金の額の計算結果が、加入者が負担した掛金累計額を下回ったときは、加入者が負担した掛金累計額とする。また、加入期間が1年未満の者は、加入者が負担した掛金累計額とする。

平均標準給与×別表(2)に定める率

第4節 遺族一時金

(支給要件)

第28条 遺族一時金は、次の各号の一に該当する場合にその者の遺族に支給する。

- (1) 加入者が、加入者期間20年以上で死亡したとき。
- (2) 加入者が、加入者期間20年未満で死亡したとき。
- (3) 第25条の規定により、支給を停止されている退職年金の受給権者が、死亡したとき。
- (4) 退職年金の受給権者が、年金の支給が開始された後17年を経過する前に死亡したとき。

(遺族一時金の額)

第29条 遺族一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより計算される金額とする。また、加入期間が1年未満の者は、加入者が負担した掛金累計額とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合
平均標準給与×別表(1)に定める率×別表(3)に定める率
- (2) 前条第2号に該当する場合
平均標準給与×別表(2)に定める率
- (3) 前条第3号に該当する場合
待機中の退職年金額×別表(3)に定める率
- (4) 前条第4号に該当する場合
受給中の退職年金額に、17年からすでに支給された退職年金の支給期間を差し引いた期間に応じ、別表(4)に定める率を乗じて得た金額

(遺族)

第30条 遺族一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 加入者又は加入者であった者の配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、加入者又は加入者であった者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等で前号に該当しない者

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及

び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。

- 3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は全員のためその全額についてしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第5節 年金に代えて支給する一時金

(支給要件)

第31条 退職年金の受給権者が、退職時又は退職後3年以内に次の各号の一に該当する事実が生じたことにより一時金の支給を申出て、協議会がこれを認めたときは、年金に代えて一時金の支給を受けることができる。

- (1) 災害
- (2) 重疾病
- (3) 住宅の取得
- (4) 子女の教育、結婚
- (5) 債務の返済
- (6) その他前各号に準ずる事実

2 前項にかかわらず、前項第1号または第2号に該当する場合は、退職後3年を経過した後であっても一時金の支給を申し出て協議会が、これを認めたときは、年金に代えて一時金の支給を受けることができる。

(年金に代えて支給する一時金の額)

第32条 年金に代えて支給する一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算される金額とする。

- (1) 退職年金の受給権者が、裁定請求と同時に一時金の支給を申し出たとき、又は第25条の規定により支給を停止されている退職年金の受給権者が一時金の支給を申し出たとき。

退職年金の額に一時金の支給を申し出たときの年齢に応じ、別表(3)に定める率を乗じて得た額

- (2) 退職年金の受給権者が、退職年金の支給開始後17年未満で一時金の支給を申し出たとき。

退職年金の額に、17年からすでに支給された退職年金の支給期間を差し引いた期間に応じ、別表(4)に定める率を乗じて得た金額

第6節 年金契約の解除による返還金

(支給要件)

第33条 第6条の規定により年金契約を解除をしたときは、加入者又は加入者であった者は、年金契約の解除による返還金(以下「契約解除返還金」という。)の支給を受けることができる。ただし、加入施設等が同条第2号による年金契約の解除を申し出た場合は、協議会がこれを認めたときに限る。

(契約解除返還金の額)

第34条 契約解除返還金の額は、次の各号に掲げるところにより計算される金額とする。ただし、第6条第1号に定める事由により年金契約を解除したときはこの限りでない。

- (1) 年金受給権者であった者については、第32条第2号の例により計算される額とする。

(2) 年金受給権の生じていない者については、解除の日までの加入期間における通常掛金の累計額に100分の70を乗じて得た金額とする。この場合において、返還額の計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(3) 年金受給権の生じていない者について、解除の日までの加入期間における通常掛金及び特別掛金の未納額があるときは、その金額及び延滞金の相当額を前号により計算される金額から差し引いた額とする。

2 前項ただし書に該当する場合及び同項各号によりがたい場合は、年金委員会の審議を経て定めた計算による額とする。

(契約解除返還金の遺族への支給要件)

第35条 年金契約の解除の申出があった後に、加入者又は加入者であった者が死亡したときは、その者の遺族は、契約解除返還金の支給を受けることができる。この場合においては、第33条のただし書を準用する。

2 加入者又は加入者であった者の遺族に支給する契約解除返還金の額の計算については、前条の規定を準用する。

第5章 費用の負担

(費用の負担)

第36条 この規定に定める給付の財源は、次により負担する。

(1) 掛金

(2) その他

(通常掛金)

第37条 協議会は、本制度の給付の費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、通常掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、加入者の標準給与の月額に1,000分の52を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第11条ただし書に定める休職中の加入者に係る通常掛金については、その休職期間中通常掛金の徴収を中断することができる。

(特別掛金)

第38条 前条のほか、協議会は、本制度の安定的運用を確保するため給付の額の計算の基礎となる各月につき、特別掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、加入者の標準給与の月額に1,000分の2を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第11条ただし書に定める休職中の加入者に係る特別掛金については、その休職期間中特別掛金の徴収を中断することができる。

(掛金の負担割合)

第39条 加入者及び施設等は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ掛金を負担する。

区分	加入者	施設等
通常掛金	52分の26	52分の26
特別掛金	—	2分の2

(事務費)

第40条 協議会は、本制度の業務の執行に要する費用に充てるため、事務費を徴収することができる。

2 前項の事務費の額は、別に定める。

3 事務費に繰越金が生じた場合は、これを繰入金として年金資産に繰入れることができる。

(掛金の納付)

第41条 施設等は、掛金及び事務費（以下「掛金等」という。）の当月分を、翌月末日までに協議会に納付するものとする。

（掛金の源泉控除）

第42条 施設等は、加入者の負担すべき掛金を給与から控除することができる。

（掛金等の督促）

第43条 掛金等を滞納する施設等があるときは、協議会は掛金の納付を督促するものとする。

（延滞金）

第44条 前条の規定により督促したときの延滞金は、年10.95%の割合で納付期限の翌日から掛金等完納の日の前日までの日数によって計算された額とする。ただし、延納につきやむを得ない事情があると認められたときは、この限りでない。

2 前項により計算された延滞金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第6章 年金資産の運用

（年金委員会）

第45条 協議会は、本制度の適正な運営を期するため年金委員会を設置する。

2 年金委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議会の諮問に応じて審議し、答申する。

（1）年金財政に関する事項

（2）受給権に関し、疑義を生じた場合の裁定に関する事項

（3）標準給与に関し、疑義を生じた場合の裁定に関する事項

（4）制度の改廃又は疑義の解釈

（5）給付の決定等に対する不服申立の審査に関する事項

（6）その他運営に必要と認められる事項

3 協議会は、年金委員会の審議の結果を尊重しなければならない。

4 年金委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（年金資産の管理及び運用）

第46条 協議会は、信託業務を行う金融機関と信託契約を締結し年金資産を信託し、又は金融機関へ預託する。

（年金資産の運用）

第47条 年金資産の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

（運用の基本方針）

第48条 協議会は、年金資産の運用に関してその基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

（分散投資義務）

第49条 協議会は、年金資産の運用に関して特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

（信託契約に基づく権利の譲渡等の禁止）

第50条 第46条により締結された信託契約に基づく権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（責任の範囲）

第51条 協議会が本制度に関して加入者等に負担する債務は、年金資産の限度内において履行の責任を負う。

（業務の委託）

第52条 協議会は、次に掲げる業務について信託契約を締結した金融機関に委託する。

(1) 年金財政に関する事務

(2) 給付金の支払いに関する事務

(年金の財政再計算)

第53条 協議会は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように3年ごとに掛金率及びその計算基礎の再検討を行うものとし、必要があると認めるときは、適正な修正を行うものとする。

(制度の改廃)

第54条 本制度は、経済情勢の変化又は社会保障制度の改正等に応じてその一部若しくは全部を改正、又は廃止することができる。

(年金資産の配分)

第55条 本制度を廃止したときは、年金受給者に対して制度廃止後支給すべき年金の現価格を限度とし、その割合に比例して年金資産を配分する。

2 前項の配分を行った後なお残余がある場合は、加入者に対し残余の年金資産を制度廃止日における要支給額（制度廃止日に、定年退職したものとみなして計算される一時金の額または年金の現価額）の割合に比例して配分する。

(給付制限)

第56条 遺族一時金は、加入者又は加入者であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入者又は加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金を受けるべき者を故意に死亡させた者についても同様とする。

第7章 雑 則

(時 効)

第57条 本制度に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から5年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 掛金等を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年間行わないときは、時効によって消滅する。

(審査請求)

第58条 加入者の資格もしくは給付に関する決定又は掛金の徴収に関し不服がある者は、文書又は口頭で、協議会に審査を請求することができる。

(届出義務)

第59条 給付を受ける権利を有する者は、次の各号に掲げるものを協議会に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名及び印鑑についての届

(2) 年金、一時金又は契約解除返還金の受領方法についての届

(3) その他協議会が必要と認める書類

2 前項により提出したものについて変更があったときは、速やかに協議会に届け出るものとする。

3 給付を受ける権利を有する者が死亡したときは、遺族は、死亡を証する書類を提出するものとする。

(給付の支払いの差し止め)

第60条 給付を受ける権利を有する者が正当な事由がなく前条による届け出をしないときは、給付の支払いを一時差し止めることがある。

(会 計)

第61条 本制度の会計は、協議会の他の一般会計と区分し公益事業区分とする。会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第62条 本制度に特別の規定があるものを除くほか、本制度の実施のための手続き、その他実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成2年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年5月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第40条第2項の次に1項を加える改正規定及び第46条の改正規定は、平成13年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行前までに退職した者、年金を受給している者及び年金支給を停止されている者については、なお従前の支給率による。また、これらの者にかかわる遺族一時金及び年金に代えて支給する一時金についても、なお、従前の支給率による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成22年12月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただしこの規程中、第13条の規定の適用について、「360,000円」とあるのは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、「330,000円」、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間においては「340,000円」、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間においては「350,000円」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年6月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(定年延長に伴う加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱い)
- 2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)の規定に基づく65歳までの雇用確保の義務化及び公務員の定年制度見直しを受け、加入施設等において定年延長が行われたことによる俸給月額が減額となった加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱いについては、令和6年4月1日から10年間に限り、別に定める要領によるものとする。

別表（１）第２４条関係 第２９条関係 附則関係

退職年金・遺族一時金（加入期間 20 年以上）の支給率

加入者期間	支給率	加入者期間	支給率
20年	1.341	33年	2.183
21年	1.388	34年	2.284
22年	1.442	35年	2.386
23年	1.489	36年	2.495
24年	1.536	37年	2.557
25年	1.591	38年	2.658
26年	1.645	39年	2.775
27年	1.692	40年	2.892
28年	1.746	41年	3.009
29年	1.793	42年	3.126
30年	1.887	43年	3.243
31年	1.980	44年	3.360
32年	2.082	45年	3.477

(注) 加入期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は、次によります。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……… A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……… B

$$\text{支給率} = (B - A) \times \text{端数月数} / 12 + A$$

支給率は、小数点以下第4位を切り上げ第3位とする。ただし、小数点以下第4位が「0」の場合は切り捨てるものとする。

この支給率の計算方法は、別表（２）にも適用する。

別表（２）第２７条関係 第２９条関係 附則関係

退職一時金・遺族一時金（加入期間 1年以上 20年未満）の支給率

加入者期間	支給率	加入者期間	支給率
1年	0.520	11年	4.446
2年	0.936	12年	4.784
3年	1.352	13年	5.122
4年	1.768	14年	5.590
5年	2.184	15年	6.058
6年	2.600	16年	6.448
7年	3.016	17年	6.968
8年	3.432	18年	7.488
9年	3.770	19年	8.008
10年	4.108	20年	8.529

別表（3）第29条関係 第32条関係 附則関係

遺族一時金・年金に代えて支給する一時金（退職年金の支給開始前）の支給率

死亡時年齢・申出時年齢	率	死亡時年齢・申出時年齢	率
35歳	7.37127	45歳	9.90637
36歳	7.59241	46歳	10.20356
37歳	7.82018	47歳	10.50967
38歳	8.05478	48歳	10.82496
39歳	8.29643	49歳	11.14970
40歳	8.54532	50歳	11.48420
41歳	8.80168	51歳	11.82872
42歳	9.06573	52歳	12.18358
43歳	9.33770	53歳	12.54909
44歳	9.61783	54歳	12.92556
		55歳以上	13.31333

(注) 年齢（期間）に1歳（年）未満の端数を生じた場合の率は、次によります。

1歳（年）未満の端数を切り捨てた年齢（期間）に応じた率………A

1歳（年）未満の端数を切り上げた年齢（期間）に応じた率………B

$$\text{率} = (\text{B} - \text{A}) \times \text{端数月数} / 12 + \text{A}$$

率は、小数点以下第6位を切り上げ第5位とする。ただし、小数点以下第6位が0の場合は切り捨てるものとする。）

この率の計算方法については、別表（4）にも適用する。

別表（4）第29条関係 第32条関係

遺族一時金・年金に代えて支給する一時金（退職年金の支給開始後）の支給率

残存保証期間	率	残存保証期間	率
1年	0.98173	10年	8.62558
2年	1.93486	11年	9.35608
3年	2.86024	12年	10.06530
4年	3.75866	13年	10.75386
5年	4.63091	14年	11.42237
6年	5.47776	15年	12.07141
7年	6.29994	16年	12.70154
8年	7.09818	17年	13.31333
9年	7.87316		

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済における定年延長に伴う

加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱要領

**長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済における定年延長に伴う
加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱要領**

1 目的

本要領は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）の規定に基づく 65 歳までの雇用確保の義務化及び公務員の定年制度見直しを受け、加入施設等において定年延長が行われたことによる俸給月額が減額となった加入者（以下「減額加入者」という。）について、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程（以下「規程」という。）附則の規定により、別に定めることとされている標準給与、掛金及び給付等に関する特例的な取扱いを定める。

2 定義

この要領において「旧定年日」とは加入施設等において定年延長が行われる前の定年になった日を、「新定年日」とは加入施設等において定年延長が行われた後の定年になった日をいう。

3 標準給与

減額加入者の標準給与は、旧定年日が属する月の翌月初日の俸給月額により決定し、旧定年日が属する月の翌月から適用する。

4 掛金

減額加入者の掛金額は、3 に定める標準給与に基づき規程第 5 章に定める方法で算出し、徴収する。

5 給付

減額加入者の規程第 15 条第 1 号から第 4 号までに定める給付は、次のとおりとする。

(1) 退職年金の額

アとイとの合計額とする。

ア 旧定年日の翌日が属する月の前月以前の加入者期間 1 年間の平均標準給与に旧定年日の翌日が属する月の前月までの加入者期間に応じた規程別表（1）又は次の表に定める率を乗じて得た額

(表) 減額加入者のうち、旧定年日の翌日が属する月の前月までの加入者期間が 15 年以上 20 年未満かつ新定年日までの加入者期間が 20 年以上となるものについて適用する。

加入者期間	支給率	加入者期間	支給率
15 年	0.455	18 年	0.562
16 年	0.484	19 年	0.602
17 年	0.523		

(注) 加入者期間に 1 年未満の端数を生じた場合の支給率は、次のとおりとする。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率…………… A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率…………… B

$$\text{支給率} = (B - A) \times (\text{端数月数} / 12) + A$$

・支給率は、小数点以下第 4 位を切り上げ第 3 位とする。ただし、小数点以下第 4 位が「0」の場合は切り捨てるものとする。

・旧定年日の翌日が属する月の前月までの加入者期間が 19 年を超え 20 年未満の場合、B は規程別表（1）に定める加入者期間 20 年に応じた支給率とする。

イ 加入者の資格を喪失した月の前月以前の加入者期間 1 年間の平均標準給与に、加入者の資格

を喪失した月の前月までの加入者期間に応じ規程別表（１）に定める率からアにおいて適用した率を控除した率を乗じて得た額

（２）退職一時金の額

アとイとの合計額とする。

ア 旧定年日の翌日が属する月の前月以前の加入者期間 1 年間の平均標準給与に、旧定年日の翌日が属する月の前月までの加入者期間に応じた規程別表（２）に定める率を乗じて得た額

イ 加入者の資格を喪失した月の前月以前の加入者期間 1 年間の平均標準給与に、加入者の資格を喪失した月の前月までの加入者期間に応じ規程別表（２）に定める率からアにおいて適用した率を控除した率を乗じて得た額

（３）遺族一時金の額

ア 減額加入者が加入者期間 20 年以上で死亡したとき。

（１）に定める方法で算出した額に規程別表（３）に定める率を乗じて得た額

イ 減額加入者が加入者期間 20 年未満で死亡したとき。

（２）に定める方法による。

（４）年金に代えて支給する一時金の額

退職年金の受給権者が、裁定請求と同時に一時金の支給を申し出たとき。

（１）に定める方法で算出した退職年金の額に一時金の支給を申し出たときの年齢に応じ、規程別表（３）に定める率を乗じて得た額

6 その他

この要領の実施細目は、別途規程施行細則に規定する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

長野県民間社会福祉事業者
退職年金共済規程施行細則

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程施行細則

この細則は、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程（以下「年金規程」という。）の第 62 条に基づき、同規程の施行に関し必要な事項を定める。

この細則における用語の意義は、別段の定めのない限り、年金規程に定めるところによる。

（年金契約申込み）

- 第 1 条 年金規程第 4 条に規定する年金契約を締結しようとする施設等は、年金契約申込書（様式第 1 号）に新規加入通知書（様式第 2 号）又は加入職員施設等間継続異動届（様式第 24 号）及び預金口座振替依頼書を添えて長野県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に提出しなければならない。
- 2 協議会は、前項の申込みに基づく初回掛金の納付があったときは、遅滞なく年金契約証書（様式第 3 号）を、当該申込みをした施設等に送付しなければならない。

（年金契約の解除）

- 第 2 条 加入施設等は、年金規程第 6 条第 2 号に掲げる事由により年金契約の解除を申し出る場合は、年金契約解除申出書（様式第 4 号）に当該加入施設等に属する加入者（退職年金給付の決定をした受給権者（以下「年金受給権者」という。）を含む。）の同意を証する書面及び年金契約証書を添付して、協議会に提出しなければならない。
- 2 前項に定める年金契約の解除を申し出る場合、年金受給権者は年金支払廃止指図書兼選択一時金支払指図書（特 10278）（様式第 29 号）及び第 12 条に定める書類を、加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。
- 3 協議会は、第 1 項の申出を承認した場合並びに年金規程第 6 条第 1 号及び第 3 号に掲げる事由により年金契約を解除する場合は、年金共済契約解除決定通知（様式第 5 号）により該当加入施設等に通知しなければならない。

（加入者の資格取得・継続異動及び休職・復職の届出）

- 第 3 条 加入施設等は、年金規程第 9 条に該当するに至った加入者について、当該事実があった日から 5 日以内に新規加入通知書（様式第 2 号）を協議会に提出しなければならない。
- 2 加入施設等の間において、加入者が異動し継続しようとする場合は、異動施設等間の同意を得て、加入者職員施設等間継続異動届（様式第 24 号）を協議会に提出しなければならない。
- 3 加入施設等は、加入者が休職又は復職したときは、5 日以内に加入者休職届（様式第 25 号）又は加入者復職届（様式第 26 号）を協議会に提出しなければならない。

（加入者の資格喪失の届出）

- 第 4 条 加入施設等は、年金規程第 10 条第 2 号の規定により加入者がその資格を喪失したときは、加入者期間により加入者期間 20 年未満、又は 20 年以上で一時金を希望する場合は、退職による給付の裁定請求書（様式第 13 号）と一時金支払指図書（共 4968 の 2）（様式第 7 号）、加入者期間 20 年以上で年金を希望する場合は、退職による給付の裁定請求書（様式第 13 号）と年金支払指図書・受給者届

(特 10279) (様式第 8 号) を協議会に提出しなければならない。

(標準給与月額変更の届出)

第 5 条 加入施設等は、加入者について年金規程第 13 条第 1 項及び第 2 項の規程により、毎年 10 月 1 日現在の標準給与月額を決定し、月額変更及び職種変更通知書 (様式第 9 号) により協議会に提出しなければならない。

2 加入施設等は、人事院勧告に伴う給与改定で遡及を行ったときは、「令和〇年度人事院勧告に伴う給与改定の標準給与報告書」(様式第 27 号)を協議会に提出することができる。

3 加入施設等は、加入者が減額加入者となったときは、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済における定年延長に伴う加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱要領に定める標準給与、掛金及び給付等に関する特例的な取扱い (以下「ピーク時特例方式」という。)を適用し継続することができる。その場合は、月額変更及び職種変更通知 (様式第 9 号) に当該加入者に適用される以下の規程等の写しを添えて、俸給月額が減額となった日から 5 日以内に協議会へ提出しなければならない。

(1) 定年延長に関して定めている就業規則

(2) 定年延長に伴う俸給月額の減が明記されている給与規程

(資格取得・資格喪失確認通知)

第 6 条 協議会は、第 3 条又は第 4 条の各届を受理し、その確認をしたときは、当該月の翌月 15 日までに納入通知書・異動確認書・掛金等額計算書 (様式第 23 号) をもって当該加入施設等に通知するものとする。

(加入者の氏名変更の届出)

第 7 条 加入施設等は、加入者が氏名を変更したときは、速やかに加入者氏名変更届 (様式第 11 号) を協議会に提出しなければならない。

(加入施設等の名称又は代表者若しくは所在地の変更の届出)

第 8 条 加入施設等は、その名称又は代表者若しくは所在地に変更があったときは、5 日以内に加入施設・団体変更届 (様式第 10 号) により、それぞれ該当する届を協議会に提出しなければならない。

(加入者の記録管理)

第 9 条 加入施設等は、加入者原簿 (様式第 12 号) を備え氏名・加入者番号・性別・加入者の資格の取得及び喪失の年月日、その他給付額の計算の基礎となる標準給与月額、給付に関する事項等を別に記録しなければならない。

(給付の請求)

第 10 条 年金規程第 15 条に掲げる給付を受ける権利を有する者 (以下「受給権者」という。) 又は同第 22 条に規定する支給が未済の給付を受けようとする者は、退職による給付の裁定請求書 (様式第 13 号) 若しくは遺族に関する給付の裁定請求書 (様式第 14 号)、必要に応じて未支給給付請求書 (様式第 15 号) により給付の請求をしなければならない。

2 前項の請求は、加入者又は加入者であった者が勤務していた加入施設等を経由するものとする。

(給付の決定通知、年金証書の交付及び支払の報告)

第 11 条 協議会は、前条の退職年金の請求があったときは、遅滞なく年金給付裁定決議書(様式第 16 号)に基づき審査決定を行い、その決定内容を長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済の退職年金給付について(通知)(様式第 17 号)で加入施設等を経由し、受給権者に通知するものとする。

2 協議会は、年金受給権者に対しては、前項の通知のほか、年金証書(様式第 18 号)を交付するものとする。

(年金の失権)

第 12 条 年金規程第 21 条に掲げる年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したときは、年金受給権喪失届(様式第 19 号)に年金証書を添付し、加入施設等を経由し、協議会に提出しなければならない。

(退職年金の給付請求)

第 13 条 退職年金の給付を請求しようとする受給権者は、退職による給付の裁定請求書(様式第 13 号)、年金支払指図書・受給者届(特 10279)(様式第 8 号)及び年金受給者特定個人情報申告書(様式第 30 号)に個人番号カード等の写しを添付し、振込先となる通帳等の写しとともに加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。

(退職年金の支給停止事由該当の届出)

第 14 条 年金受給権者のうち年金規程第 25 条の規定により支給を停止される者は、その支給を停止すべき事由が消滅したときは、速やかにその者の現況に関する、年金受給権者現況届(様式第 20 号)又は戸籍の抄本を、加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。

(退職一時金の給付請求)

第 15 条 退職一時金の給付を請求しようとする受給権者は、退職による給付の裁定請求書(様式第 13 号)に一時金支払指図書(共 4968 の 2)(様式第 7 号)及び振込先となる通帳等の写しを添えて、加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。

(所得税法等に基づく書類の提出)

第 16 条 退職年金又は退職一時金の受給権者は、所得税法及び所得税法施行令の規定にしたがい必要があるときは、同法及び同法施行令に定める書類を、加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。

(遺族一時金の給付請求)

第 17 条 遺族一時金の給付を請求しようとする受給権者は、遺族に関する給付の裁定請求書(様式第 14 号)に次の各号に掲げる書類及び第 12 条に定める書類を添付し、加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。

- (1) 一時金支払指図書(共 4968 の 2)(様式第 7 号)(加入者期間中に死亡したとき)又は年金支払廃止指図書兼選択一時金支払指図書(特 10278)(様式第 29 号)(年金受給権者が死亡したとき)
- (2) 加入者又は加入者であった者の死亡を証する戸籍謄本又は除籍謄本若しくは死亡診断書
- (3) 請求者が加入者又は加入者であった者の順位の遺族であることを証する戸籍謄本又は除籍謄本
- (4) 請求者が加入者又は加入者であった者の配偶者以外の遺族であるときは、加入者又は加入者で

あった者の死亡の当時、生計を同じくしていたことを証する書類

(5) 請求者の印鑑証明書

(6) 振込先となる通帳等の写し

2 前項の場合において第1順位の遺族が2人以上あるときは、そのうち1人を当該遺族一時金の請求及び受取についての代表者と定め、その代表者が前項の書類に加えて、第1順位の遺族全員が連署した代表受給権者に関する届(様式第21号)及び第1順位の遺族全員の印鑑証明書を加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。

(年金に代えて支給する一時金の請求)

第18条 年金規程第31条第1項又は第2項により年金に代えて支給する一時金を請求しようとする受給権者は、年金規程第31条第1項第1号から第6号の当該事由に対する施設等での確認書(様式第28号)に以下の書類を添付し、加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。

(1) 一時金支払指図書(共4968の2)(様式第7号)(退職時に一時金を請求しようとするとき)又は年金支払廃止指図書兼選択一時金支払指図書(特10278)(様式第29号)(年金受給権者が一時金を請求しようとするとき)

(2) 年金受給権喪失届(様式第19号)(年金受給権者が一時金を請求しようとするとき)

(3) 年金証書(交付されている者)

(4) 振込先となる通帳等の写し(退職時に一時金を請求しようとするとき)

(受取方法)

第19条 受給権者及び未支給の給付に係る請求者は、給付の請求のときに次に掲げるいずれかによる受取方法を指定しなければならない。

(1) 銀行等の預金口座振込

(2) ゆうちょ銀行振込

(現況に関する届、氏名等変更の提出)

第20条 受給権者のうち現に退職年金を受給している者は、毎年指定された日までに、現況に関する届を指定された様式で協議会に提出しなければならない。

2 受給権者は、その氏名、住所、届出印又は受取方法を変更したときは、10日以内に年金受給権者・一時金受給権者(氏名・住所・届出印・受取方法)変更届(特10280)(様式第22号)に以下の書類を添付して協議会に提出しなければならない。

(1) 氏名・住所を変更したときは、氏名・住所変更に関する戸籍の抄本又は住民票の写し

(2) 年金受給権者が氏名を変更したときは、前号に定める書類及び年金証書(交付されている者)

(3) 受取方法を変更したときは、変更後の振込先となる通帳等の写し

3 協議会は、前項の規定により住所変更届又は氏名変更届を受理したときは、加入施設等に対して変更の内容を通知するものとする。

4 協議会は、第2項の規定により氏名変更届を受理したときは、年金受給権者に対して氏名変更後の年金証書(様式第18号)を交付するものとする。

(給付の支払差止め)

第 21 条 協議会は、受給権者が正当な事由がなくして、この細則に規定する届出をしないときは、届出のあるまでの間その給付の支払を一時差止めることができる。

(異動確認・掛金等の額の計算)

第 22 条 協議会は、加入施設等の当月における各加入者の異動に基づき、納入通知書・異動確認書・掛金等額計算書(様式第 23 号)を作成し、翌月 15 日までに加入施設等へ通知しなければならない。

2 加入施設等は、前項の異動確認書・掛金等額計算書を受理したときは、速やかに確認を行い加入施設等での計算と相違があるときは、指定日(別途指定する。)までに協議会に連絡しなければならない。

(掛金等の納付及び領収)

第 23 条 加入施設等は、年金規程第 41 条により掛金等を納付するときは、当該掛金を一括し、協議会が指定する金融機関に払込まなければならない。

2 協議会は、前項による掛金等の納付を受けたときは当該月の翌月に掛金等領収書(様式第 23 号 - 2)を作成し、当該掛金等を納付した加入施設等に送付しなければならない。

(審査請求)

第 24 条 年金規程第 58 条に規定する審査請求をしようとする者は、証拠書類があるときはこれを添付し、文書又は口頭により加入施設等を経由して協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項による審査請求を受理し審査を終えたときは、審査請求の全部若しくは一部を容認又は棄却する決定の理由を附した文書をもって行い、その謄本を当該請求人及び当該加入施設等に送付しなければならない。

(実施細目)

第 25 条 年金規程及びこの細則の施行について、必要な事項で年金規程及びこの細則に定めがないものは、別に定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、昭和 51 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 23 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 25 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 6 年 6 月 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

長野県民間社会福祉事業者
退職年金共済事務処理の手引き

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済事務処理の手引き

1 届出に共通する事項

- (1) 「施設（団体）番号」とある欄には、契約時に県社協から指定された加入施設等の番号を必ず記入してください。
- (2) 加入施設等の名称、代表者氏名及び公印は、契約時と同じものを使用してください。
- (3) 県社協へ提出する主な届出書は下記のとおりです。

【届出書一覧】

届出が必要なとき	施行細則	提出書類
年金契約を締結するとき	1 条	契約申込書（様式第 1 号）
		新規加入通知書（様式第 2 号）
		加入職員施設間継続異動届（様式第 24 号）の 3 枚目（③） ※他施設からの継続異動がある者全員
		預金口座振替依頼書 ※八十二銀行、J A、長野銀行、長野県内に本店のある各信用金庫のいずれかとする
年金契約解除を申し出るとき	2 条 12 条	年金契約解除申出書（様式第 4 号）
		年金契約解除振込口座届（様式第 4 号添付）
		所属する加入者（年金受給権者含む）の 3 分の 2 以上の同意印を徴求した同意書（様式は任意）
		年金契約証書
		年金支払廃止指図書兼選択一時金支払指図書（特 10278）（様式第 29 号） ※年金受給権者分全て
		年金受給権喪失届（様式第 19 号） 年金証書（交付されている者） ※年金受給権者分全て
加入施設等の名称又は代表者若しくは所在地に変更があったとき	8 条	加入施設・団体変更届（様式第 10 号）
新たに参加者とするとき	3 条 1 項	新規加入通知書（様式第 2 号）
加入者が加入施設等間で異動し継続するとき	3 条 2 項	加入職員施設等間継続異動届（様式第 24 号）の 3 枚目（③）
加入者が休職したとき	3 条 3 項	加入者休職届（様式第 25 条）
加入者が復職したとき	3 条 3 項	加入者復職届（様式第 26 条）
加入者が氏名を変更したとき	7 条	加入者氏名変更届（様式第 11 号）
加入者の俸給月額が変更になったとき（定年延長による減額加入者は除く）	5 条 1 項	月額変更及び職種変更通知（様式第 9 号） ※毎年 8 月、この様式に基づく書類を本会から各加入施設等へ送付します。各加入施設等は内容確認の上、適宜朱字修正し返送してください。
人事院勧告に伴う給与改定（遡及）を実施したとき	5 条 2 項	令和〇年度 人事院勧告に伴う給与改定の標準給与報告書（様式第 27 号） ※人事院勧告に伴う給与改定実施時に、この様式に基づく書類を本会から各加入施設等へ送付します。各加入施設等は内容確認の上、適宜朱字修正し返送してください。
加入者が定年延長による減額加入者となったとき	5 条 3 項	月額変更及び職種変更通知（様式第 9 号） ※長野県社協公式ホームページから様式をダウンロードし、記入・提出してください。
		定年延長について定めている就業規則の写し
		定年延長に伴う俸給月額の減が明記されている給与規程の写し

届出が必要な場合		施行細則	提出書類
加入者が死亡以外の理由で退職したとき	加入 20 年以上のとき	4 条 10 条	退職による給付の裁定請求書（様式第 13 号）の 3 枚目 ③
			年金支払指図書・受給者届（特 10279）（様式第 8 号） 年金受給権者特定個人情報申告書（様式第 30 号） 個人番号カード等の写し 振込先となる通帳等の写し
	加入 20 年以上で一時金を希望するとき	4 条 10 条 15 条 18 条	退職による給付の裁定請求書（様式第 13 号）の 3 枚目 ③
			一時金支払指図書（共 4968 の 2）（様式第 7 号） 年金に代えて支給する一時金の事由確認書（様式第 28 号） 振込先となる通帳等の写し
	加入 20 年未満のとき	4 条 10 条 15 条	退職による給付の裁定請求書（様式第 13 号）の 3 枚目 ③
			一時金支払指図書（共 4968 の 2）（様式第 7 号） 振込先となる通帳等の写し
加入者が死亡したとき	請求者が、加入者の配偶者以外の遺族であるとき 第 1 順位の遺族が 2 人以上あるとき 未支給の一時金があるとき	4 条 10 条 17 条	遺族に関する給付の裁定請求書（様式第 14 号）の 3 枚目 ③
			一時金支払指図書（共 4968 の 2）（様式第 7 号） 振込先となる通帳等の写し 請求者の印鑑証明書
			加入者の死亡を証する戸籍謄本又は除籍謄本若しくは死亡診断書 請求者が加入者の順位の遺族であることを証する戸籍謄本又は除籍謄本
			加入者の死亡の当時、生計を同じくしていたことを証する書類
			代表受給権者に関する届（様式第 21 号） 第 1 順位の遺族全員の印鑑証明書
			未支給給付請求書（様式第 15 号）
年金受給権者が死亡したとき	請求者が、年金受給権者であった者の配偶者以外の遺族であるとき 第 1 順位の遺族が 2 人以上あるとき 未支給の一時金・年金があるとき	10 条 12 条 17 条	年金受給権喪失届（様式第 19 号） 年金証書（交付されている者） 遺族に関する給付の裁定請求書（様式第 14 号） 年金支払廃止指図書兼選択一時金支払指図書（特 10278）（様式第 29 号） 振込先となる通帳等の写し 請求者の印鑑証明書
			年金受給権者の死亡を証する戸籍謄本又は除籍謄本若しくは死亡診断書 請求者が年金受給権者の順位の遺族であることを証する戸籍謄本又は除籍謄本
			年金受給権者の死亡の当時、生計を同じくしていたことを証する書類
			代表受給権者に関する届（様式第 21 号） 第 1 順位の遺族全員の印鑑証明書
			未支給給付請求書（様式第 15 号）
			年金に代えて支給する一時金の事由確認書（様式第 28 号） 年金支払廃止指図書兼選択一時金支払指図書（特 10278）（様式第 29 号） 年金証書
年金受給中の者が、年金に代えて支給する一時金を請求しようとするとき	18 条		
55 歳未満で年金受給権者を得た者が 55 歳に到達したとき	14 条		
受給権者が氏名・住所を変更したとき	20 条 2 項		
年金受給権者が氏名を変更したとき	20 条 2 項	年金受給権者・一時金受給権者（氏名・住所・届出印・受取方法） 変更届（特 10280）（様式第 22 号） 氏名・住所変更に関する戸籍の抄本又は住民票の写し	
		年金受給権者・一時金受給権者（氏名・住所・届出印・受取方法） 変更届（特 10280）（様式第 22 号） 氏名・住所変更に関する戸籍の抄本又は住民票の写し 年金証書（交付されている者）	
		年金受給権者・一時金受給権者（氏名・住所・届出印・受取方法） 変更届（特 10280）（様式第 22 号）	
受給権者が届出印を変更したとき			
受給権者が受取方法を変更したとき			
			変更後の振込先となる通帳等の写し

2 事務処理上の留意事項

(1) 提出書類

- ㊦ 23～24 ページを参照し、必要な書類を提出して下さい。
- ㊧ 様式第7号、第8号、第13号、第14号、第22号、第24号、第29号は複写式となっています。必要ときは長野県社会福祉協議会までお問い合わせください。

(2) 標準給与月額の変更時、又は人事院勧告に伴う給与改定（遡及）実施時の手続き

- ㊦ 毎年10月の標準給与月額変更時の手続きについて
施行細則第5条第1項で、各加入施設等は「月額変更及び職種変更通知書」（様式第9号）を協議会へ提出するよう定めていますが、実際にはこの様式に基づき加入者名等を記載した書類を協議会から各加入施設等へ送付しますので、各加入施設等が内容確認の上、適宜朱字修正して返送してください。
- ㊧ 人事院勧告に伴う給与改定（遡及）実施時の手続きについて
施行細則第5条第2項で、各加入施設等は「令和○年度 人事院勧告に伴う給与改定の標準給与報告書」（様式第27号）を協議会へ提出するよう定めていますが、上記㊦と同様に、この様式に基づき加入者名等を記載した書類を協議会から各加入施設等へ送付しますので、各加入施設等が内容確認の上、適宜朱字修正して返送してください。

(3) 異動届出用紙の提出及び手続き

- ㊦ 加入施設・団体は、異動があった場合は必ず、事実が生じた日から5日以内に届出用紙を提出してください。
- ㊧ 協議会は、この届けに基づき電算処理し、納入通知書・異動確認書・掛金等額計算書を毎月15日前後に送付します。
- ㊨ 加入施設・団体は、納入通知書・異動確認書・掛金等額計算書の数字等に間違いがないか確認をしてください。もし、間違いがあれば（届出用紙未提出等）、協議会に至急連絡をしてください。
- ㊩ 掛金等は、月末に各加入施設・団体の口座から引き落します。
- ㊪ 口座振替契約施設・団体は、振替日に口座から振替が完了しているか確認してください。

3 「退職年金共済」における「本俸」の取扱い並びに掛金の納入期限及び方法

(1) 本制度でいう「本俸」の取扱いについて

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済制度（以下「年金制度」という。）でいう「本俸」とは、一般職の職員の給与に関する法律、（以下「国家公務員の給与法」という。）第5条に規定する「本俸」に相当するものをいう。従って施設等職員の場合にあっては、国家公務員の給与法第6条に定める「俸給表の額」と第13条に規定する「特殊勤務手当」の合算額が年金制度でいう「本俸」に相当する。

前項の趣旨から、措置費（民間施設給与等改善費含む。）交付基準の人件費算定のうち、「俸給表の額」および「特殊勤務手当」の合算額が年金制度でいう「本俸」に相当する。

なお、民間施設給与等改善費については、職員の勤務年数に応じた給与の改善、職員間における給与の不均衡の是正を図るため、本俸の改訂に使用すれば、当然本俸として取り扱われる。

ただし、諸手当等に加算して使用した場合は「本俸」の対象から除外される。給与法における俸給・諸手当と措置費の人件費算定における俸給・諸手当の区分対比は、次ページの別記区分表を参照のこと。

(2) 掛金の納入期限及び方法

- ㊦ 当月の掛金の納入期限は翌月の末日です。
- ㊧ 金融機関の預金口座自動振替により送金手続きを行います。

<別記>

○国家公務員の「一般職の職員の給与等に関する法律」による区分表

俸 給		諸 手 当																			
俸給表の額	俸給の調整額	俸給の特別調整額	本府省業務調整手当	初任給調整手当	専門スタッフ職調整手当	扶養手当	地域手当	広域異動手当	研究員調整手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	特地勤務手当	超過勤務手当	休日給	夜勤手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
第6条	第10条	第10条の二	第10条の三	第10条の四	第10条の五	第11条	第11条の三	第11条の八	第11条の九	第11条の十	第12条	第12条の二	第13条	第13条の二	第16条	第17条	第18条	第19条の二	第19条の三	第19条の四	第19条の七



◎措置費（民間施設給与等改善費含む。）の人件費区分表

給 与		諸 手 当																		
俸給表の額	特殊業務手当	<p>上表の国家公務員の「一般職の職員の給与等に関する法律」による区分表の諸手当のとおり。</p>																		
年金制度の「本俸」に相当																				

【参考】

○一般職の職員の給与等に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）

（俸給）

第 5 条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第 13 条第 1 項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

（俸給の調整額）

第 10 条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

○給与法の運用方針（昭和 26 年 1 月 11 日 給実甲第 28 号）第 5 条関係

第 1 項 「俸給」には、第 10 条の規定による俸給の調整額を含む。

第 2 項 （省略）

○国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第 3 条 次条又は第 5 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の俸給の日額の 21 日分に相当する額。以下「退職日俸給月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

様式(様式第 1 号～様式第 30 号、参考様式第 1-1.2)

**長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済
契 約 申 込 書**

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長 様

当施設（団体）は長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程を遵守のうえ、年金共済契約の申込みをいたします。

申込年月日年.....月.....日.....

施設（団体）所在地

〒

所在地

Tel

FAX

施設（団体）名称

施設（団体）代表者名

印

法人名

（注意）申込み時に新規加入通知書を添付してください。

*この欄には記入しないでください。

県社協	受付年月日	扱者	検印	年金契約者番号	契約証書交付日	備考

新規加入通知書

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長

様

加入年月日 年 月 日

施設（団体）番号

施設（団体）名

代表者名

印

加入者番号	フリガナ 加入者氏名	職種 番号	性別	生年月日	入社年月日	標準給与 月額（千円）	加入 資格
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>
			男 女	昭和 平成	平成 令和	,000 円	有 <input type="checkbox"/>

*加入者氏名には必ずフリガナをつける。性別、生年月日・入社年月日の年号は該当するものを○で囲む。

*職種は下記の選択肢の中から1つを選び、番号を記入する。

01. 施設長 02. 事務職 03. 介護支援専門員 04. 介護職員 05. ホームヘルパー

06. 指導員 07. 看護師 08. 保育士 09. 社会福祉士 10. 訓練指導員 99. その他

*加入資格は、加入承諾書〔参考様式第 1-1 号〕の施設等への提出と規程第 8 条（3）（4）に該当しないことを確認し、□に✓をする。

受付印

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済
年金契約解除申出書

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長 様

当施設（団体）は当施設（団体）に所属する加入者の同意を得て、

年 月 日付をもって、年金契約を解除したく申出をいたします。

年 月 日

年金契約番号及び施設番号 第 号

施設（団体）所在地

施設（団体）名

施設（団体）代表者名 印

(注意)

- 1 所属する加入者（年金受給権者を含む）の3分の2以上の同意印を徴求した同意書及び年金契約証書を添付してください。
- 2 年金受給権者については、（退職・遺族）年金支払廃止指図書兼選択（退職・遺族）一時金支払指図書（特 10278）（様式第 29 号）、年金受給権喪失届（様式第 19 号）及び年金証書を添付してください。

年 月 日	扱者		検印	
-------	----	--	----	--

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済
年金契約解除振込口座届

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長 様

年 月 日

施設（団体）名

代表者名

印

退職年金共済年金契約解除につき、返還金を下記口座へ振り込んでください。

銀行口座振込	銀行・農協 信用金庫 支店
口座番号	
口座名義	

様式第5号

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済
年金契約解除決定通知書

_____様

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程第6条2号の定めるところにより、年金契約解除の決定をいたしましたので通知します。

年金契約解除年月日 年 月 日

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉協議会
会長

印

一時金支払指図書

委託者→信託銀行(年金信託部)

委託者名
役職名 代表者名

制度	店番	委託者番号	加入者番号	事業所番号	記入日	退職日	退職事由(該当に○印)
					昭平 年 月 日	昭平 年 月 日	自己都合 会社都合 定年 死亡 役員就任 その他()

フリガナ 氏名	フリガナ 加入者氏名	フリガナ 遺族 給付	フリガナ 加入者との続柄
昭平 年 月 日	昭平 年 月 日	昭平 年 月 日	昭平 年 月 日
フリガナ(〒)	都道府県	都道府県	都道府県
現住所	フリガナ(〒)	都道府県	都道府県
退職時1月1日現在住所 (現住所と違う場合のみ、 ご記入ください。)	フリガナ(〒)	都道府県	都道府県

受取方法	金融機関コード	通帳記号(5桁)	普通預金	支店
① 銀行口座振込	99000	-	ゆうちょ銀行総合口座通帳	0
② ゆうちょ銀行振込				

選別割合	一時金計算額	従業員拠出累計
%	円	円
%	円	円
%	円	円
一時金額	従業員拠出累計	円

入社日	退職日	会社退職金額	所得税	市町村民税	道府県民税
昭平 年 月 日	昭平 年 月 日	円	円	円	円
退職所得控除額	勤続年数	支払を受けた年月日	備考	退職区分	一般 障害
万円		昭平 年 月 日			

前年	前年	前年	前年	前年	前年
入社日	退職日	退職所得額	既納税	会社控除額	設定日
昭平 年 月 日	昭平 年 月 日	円	有・無	万円	年 月 日

協定書により下記の金額を支払うことを指図します。

① 本人名義	座名	義
② その他名義(カタカナ)	座名	義

厚生年金基金からの給付金控除額	円
その他調整額	円
起算日	昭平 年 月 日
中断期間	昭平 年 月 日
年金支給開始日	昭平 年 月 日

備考欄

受付日

捺印

内容確認

印鑑照合

郵便番号・フリガナ欄も必ず記入ください。

様式第7号付表

(1) 記入上の留意事項

- ㊦ 様式上半分の太枠内のみ記入し、それ以外は県社協使用欄につき記入しない。
(金額欄も記入しない。)
- ㊧ 氏名・住所にはフリガナを付けること。
住所は、受給権者が確実に受取できる住所を記入すること。
- ㊨ 受給者氏名欄の印鑑は、ご案内含め4枚綴りのうち、「指図書の1頁」と「指図書の3頁」に捺印すること。捺印のない場合は無効です。
- ㊩ 受取方法欄は、裁定請求書(様式第13号又は第14号)に記載したものと同一の口座とする。
「1 銀行口座振込」又は「2 ゆうちょ銀行振込」いずれか該当する数字を○で囲むこと。
なお、銀行口座振込の場合は、銀行名・支店名・口座番号を正確に記入すること。また、口座名義欄は「1 本人名義」又は「2 その他名義」いずれかを○で囲み、2の場合は、カタカナで名義を記入すること。(様式第7号 1枚目「記入方法(例)」参照)
なお、結婚等により該当口座なし、宛先不明、転居先不明などのないよう、受給権者と連絡をとり確実に受給権者が受取り出来る方法を記入すること。

(2) 提出時には、振込先となる通帳等の写を添えること。

委託者→信託銀行

(委託者名)
(役職名 代表者名)

退職・遺族 年金支払指図書・受給者届 知書

三菱UFJ信託銀行株式会社 あて

該当するものに○をつけてください。

制度	店番	委託者番号	受給者番号	事業所番号	フリガナ 受給者氏名
出生年月日	性別	退職(死亡)日	退職事由(該当に○印)	受給権取得年月	指図(手続)日
03 定年	05 自己都合	07 役員就任	04 会社都合	06 死亡	01 その他
フリガナ	(〒 都道府県)	居住期間	租税条約届出書	送付先選択欄	海外住所
1年以上	1年未満	有	無	国内住所	海外住所
受取方法	本人名義				
1. 銀行口座振込	支店 本人名義 普通預金				
2. ゆうちょ銀行振込	通帳記号(5桁)				
ゆうちょ銀行総合口座通帳	通帳番号(8桁)				
9 9 0 0 0	9 9 0 0 0				

支給開始	支給終了	支給終了	支給状態	支給割合	年金額	保証終了時年金額	定・変・スライド	年金額算定基礎	給与	本人負担拠出金累計	支給期間	保証期間
年 月 日	年 月 日	年 月 日	①: すぐに支給 ②: 全額一時金受取 ③: 全額一時金受取 ④: 据置	%	円	円	①: 定額 ②: 変額 ③: 定額 ④: 変額	円	円/ポイント	円	月 日	月 日
第1 年金												
第2 年金												
第3 年金												
第1回目支払月	第1回目支払額	第2回目以降の支払額										
円	円	円										

備考

別表 () の率・額使用

計算欄

経過措置による減額率計算

① () × () + () - () =

指図(手続)日

差し替え

指図照合

手続日 係印

信託銀行 印

様式第8号付表

(1) 記入上の留意事項

- ㊦ 様式上半分の太枠内のみ記入し、それ以外は県社協使用欄につき記入しない。
(金額欄も記入しない。)
- ㊧ 氏名・住所にはフリガナを付けること。
住所は、受給権者が確実に受取できる住所を記入すること。
- ㊨ 受給者氏名欄の印鑑は、指図書3枚綴りのうち、1枚目と3枚目に捺印すること。捺印のない場合は無効です。
- ㊩ 受取方法欄は、裁定請求書(様式第13号又は第14号)に記載したものと同一の口座とする。
「1 銀行口座振込」又は「2 ゆうちょ銀行振込」いずれか該当する数字を○で囲むこと。
なお、銀行口座振込の場合は、銀行名・支店名・口座番号を正確に記入すること。
なお、結婚等により該当口座なし、宛先不明、転居先不明などのないよう、受給権者と連絡をとり確実に受給権者が受取り出来る方法を記入すること。

(2) 提出時には、振込先となる通帳等の写を添えること。

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済
月額変更及び職種変更通知

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 会長 様

施設(団体)番号 000
施設(団体)名 ○○○○○ 印

年度

加入者 No.	加入者氏名	標準給与 (千円)	新標準給与 (千円)	異動内容		備考 <small>(職種の登録は以下のとおりです。変更がある場合下記に記入してください。)</small>
				異動日	内容	

口座引落日 年 月 日

変更後 職 種	01.施設長 02.事務職 03.介護支援専門員 04.介護職員 05.ホームヘルパー 06.指導員 07.看護師 08.保育士 09.社会福祉士 10.訓練指導員 99.その他
------------	--

- 減額加入者にピーク時特例方式を適用するときは、以下の事項に留意の上、減額となった日から5日以内に本様式を提出すること。
- (1)標準給与欄には、旧定年日に適用されていた標準給与額を記入する。
 - (2)新標準給与額欄には、旧定年日が属する月の翌月初日の俸給月額に基づく標準給与額を記入する。
 - (3)異動日欄には俸給月額減となった日付を記入する。
 - (4)内容欄には「定年延長による減額加入者」と記入する。
 - (5)加入者に適用される以下の規程等を添えて、協議会へ提出する。
 - ア 定年延長に関して定めている就業規則の写し
 - イ 定年延長に伴う俸給月額の減が明記されている給与規程の写し

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済
加入施設・団体変更届

変更項目 (該当に○)		名称・代表者・所在地・TEL・FAX・契約印・その他
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	

上記のとおりお届けします。

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長

様

提出年月日 年 月 日

施設（団体）番号

施設（団体）名

代表者名

印

（注意）

加入施設等はその名称または代表者もしくは所在地等に変更があったときは、5日以内にこの届書を県社協へ提出する。

加入者氏名変更届

加入者番号	
フリガナ	
加入者氏名	
フリガナ	
変更後の氏名	
変更年月日	年 月 日

上記のとおりお届けします。

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長

様

提出年月日

年 月 日

施設（団体）番号

施設（団体）名

代表者名

印

(注意)

- 1 変更後の氏名には、必ずフリガナを記入してください。
- 2 加入者が氏名を変更したときは、この届書を速やかに県社協へ提出してください。

長野県民間社会福祉事業者退職年金共済

加入者原簿

施設（団体）番号								
異動年 月 日	加入者 氏 名	加入者 番 号	性 別	採 用 年月日	資格取得 年 月 日	喪 失 事 由	旧定年日の 標準給与月額	備 考
					旧定年日		資格喪失時の 標準給与月額	
					資格喪失 年 月 日			
			男		・ ・			
			女		・ ・			
			男		・ ・			
			女		・ ・			
			男		・ ・			
			女		・ ・			
			男		・ ・			
			女		・ ・			
			男		・ ・			
			女		・ ・			
			男		・ ・			
			女		・ ・			
			男		・ ・			
			女		・ ・			
			男		・ ・			
			女		・ ・			
			男		・ ・			
			女		・ ・			

(注意) 施設・団体ごとに加入者を整理し、加入者の状況について明確に記入しておく。

①

長野県社会福祉事業従事者退職年金共済
退職による給付の裁定請求書

施設・団体番号																
加入者番号		性別		男・女		生年月日		昭和 平成		年 月 日						
加入年月日 <small>(みなし加入者はみなし加入年月日)</small>		昭和 平成 令和		年 月 日		退職年月日		平成 令和		年 月 日						
給付の種類		1. 退職年金		2. 退職一時金		3. その他										
受取方法	1.		銀行信金 労金 農協信組		支店(普・当)口座番号		支所		ア. 本人名義		イ. その他()					
	2.		ゆうちょ銀行振込 ゆうちょ銀行総合口座通帳		金融機関コード		通帳記号(5桁)		通帳番号(8桁) (右づめでご記入ください)							
		9 9 0 0		—		0		—								
上記の通り請求します。																
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会長 様																
令和 年 月 日																
〒																
住 所																
請求者氏名 ㊟																
上記の請求は事実と相違ないことを証明します。																
令和 年 月 日																
施設等名																
T E L																
代 表 者 ㊟																

- (留意事項) 1. 3枚綴のうち③の1枚を提出してください。
 2. この書類を提出するときは、「一時金支払指図書」または「年金支払い指図書」を添付してください。
 3. ゆうちょ銀行振込による受取りは、日数がかかりますのでご了解ください。

退職による給付の裁定請求書の記入等留意事項

- (1) この請求書については受給権者自身が記入のうえ加入施設等が証明して提出すること。
- (2) 給付の種類欄は該当する番号を○で囲むこと。
- (3) 受取方法欄は、支払指図書（様式第 7 号又は第 8 号）に記載したものと同一の口座とすること。
また、受給権者が必ず受取できる金融機関等を受給権者自身が記入すること。
- (4) 請求者の住所・郵便番号は必ず受給権者のものを記入すること。退職給付金の受取書等の通知はその住所へ届くので、施設団体事務局は受給権者が確実に受給できる住所であるか確認すること。
- (5) 請求者の住所・氏名の署名及び使用印は受給権者自身の署名・押印とすること。
- (6) 施行細則第13条又は第15条に掲げる書類が添付されているか、加入施設等が確認して県社協へ提出すること。

長野県社会福祉事業従事者退職年金共済
遺族に関する給付の裁定請求書

1

施設(団体)番号	加入者番号		年金証書番号	
加入者であつた者	氏名		性別	生年月日
			男・女	昭和 平成 年 月 日
加入した日	昭和 平成 年 月 日	加入者であつた最後の施設(団体)	名称	
亡くなった日	令和 年 月 日		所在地	
請求者	続柄	性別	生年月日	給付の種類
		男・女	昭和 平成 年 月 日	遺族一時金
受取方法	1. 銀行口座振込			
	銀行 普通預金口座番号 信金 支店(所) () 労金 名義 農協			
2.	ゆうちょ銀行振込			
	ゆうちょ銀行総合口座通帳			
金融機関コード 通帳記号(5桁) 通帳記号(8桁) (右づめでご記入ください)				
9 9 0 0 0 - 0 -				
上記の通り請求します。				
令和 年 月 日				
社会福祉法人長野県社会福祉協議会				
会 長 様				
〒				
住 所				
請求者氏名 印				
上記の請求は事実と相違ないことを証明します。				
令和 年 月 日				
加入者施設団体名				
T E L				
代表者氏名 印				

- (注意) 1. 年金証書番号は同証書が交付されているときのみ記入してください。
2. 請求書の印は、印鑑証明書と同一の印により捺印してください。
3. 遺族に同順位者がある場合は、代表受給権者が請求者となります。

遺族に関する給付の裁定請求書の記入等留意事項

- (1) この請求書は、加入者が加入者期間中に死亡したことにより遺族一時金を請求するとき、又は年金受給権者が死亡したことにより遺族一時金を請求するときに提出すること。
- (2) この請求書は、規程第30条に定める遺族自身が記入のうえ、加入施設等が証明して提出すること。
- (3) 請求者欄には、請求者と死亡した加入者又は年金受給権者との続柄及び性別、請求者の生年月日を記入すること。
- (4) 受取方法欄は、一時金支払指図書に記載したものと同一の口座とすること。また、その口座に直接振込まれますので、口座名義及び口座番号を確認の上、記入すること。
- (5) 加入施設等は、施行細則第17条に掲げる書類が添付されているか確認して県社協へ提出すること。

未支給給付請求書

施設（団体）番号		加入者番号		年金証書番号		
加入者であった者 （甲）	氏 名		性別	生 年 月 日		
			男 女	大正 昭和 平成	年 月 日	
	連絡先（TEL）		最後に加入者であった施設（団体）の名称			
亡くなった者 （乙）	氏 名		性別	生 年 月 日		
			男 女	大正 昭和 平成	年 月 日	
	甲との続柄	支給未済となった給付の種類		亡くなった日		
		1 退職年金 2 退職一時金 3 遺族一時金		令和	年 月 日	
請求者 （丙）	甲との続柄	同順位の他の遺族の有無	性別	生 年 月 日		
		1 同順位遺族あり 2 同順位遺族なし	男 女	大正 昭和 平成	年 月 日	
請求者の 受領方法	1	銀行	店	本人名義預金口座振込 （口座番号）		
	2	ゆうちょ銀行	（金融機関コード）	（口座番号）	（口座番号）	
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>社会福祉法人長野県社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">請求者住所 （丙）氏名 印</p>						
<p>上記の請求は事実と相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">加入施設（団体）所在地 施設（団体）名 代表者名 印</p>						

（注意）甲乙が同一人の場合、乙の重複欄は斜線を引いてください。

年 月 日 処理	扱者		検印	
----------	----	--	----	--

年金給付裁定決議書

様式第16号

起 案 年 月 日
 決 裁 年 月 日
 施 行 年 月 日

下記のとおり退職年金の給付を裁定してよいでしょうか。

施設・団体番号		加入者番号		年金証書番号	
加入施設等名称				加入期間	年 ヶ月
受給権者 (住所 氏名)	〒 - (退職時年齢 歳)			加入年月日	年 月 日
				退職年月日	年 月 日
				生年月日	年 月 日

給付の種類	退職年金	裁定年金額	円
給付期間	年 月分 から 年 月分 まで	初回支払額	円
支払月	月・ 月・ 月・ 月	各回支払額 (初回と最終回を除く。)	円
備 考	※支払月の20日に指定の口座に振り込みます。ただし、金融機関が休日の場合は、直前の営業日になります。	最終回支払額	円
		支払総額	円
		掛金累計額 (加入者負担)	円

裁定年金額	円 × = 円
初回支払額	円 × = 円
各回支払額 (初回と最終回を除く。)	円 × = 円
最終回支払額	円 × = 円
支払総額	円 × 回 = 円
受取方法	金融機関： 口座番号： 口座名義：

様

社会福祉法人長野県社会福祉協議会事務局長

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済の退職年金給付について（通知）

このことについて、下記のとおり決定しました。
なお、給付決定通知書及び年金証書を、受給者に送付してください。

記

施設（団体） 番 号		加入者 番 号		年金証書 番 号	
加入施設等 名 称				加入期間	年 月
受給権者 (住所・氏名)	(退職時年齢 歳)			加入年月日	平成 年 月 日
				退職年月日	令和 年 月 日
				生年月日	昭和 年 月 日

給付の種類	退職年金	裁定年金額	円
給付期間	令和 年 月分から令和 年 月分まで	初回支払額	円
支払月	7月・10月・1月・4月	各回支払額 (初回と最終回を除く)	円
備 考	※支払月の20日に指定の口座に振り込みます。ただし、金融機関が休日の場合は、直前の営業日になります。	最終回支払額	円
		支払総額	円
		掛金累計額 (加入者負担)	円

裁定年金額	円 × = 円
初回支払額	円 × = 円
各回支払額 (初回と最終回を除く)	円 × = 円
最終回支払額	円 × = 円
支払総額	円 × = 円
受取方法	金融機関 : 支店 口座番号 : 口座名義 :

年 金 証 書

証書番号

年金受給権者氏名

様

年 金 額	円
支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで(年間)
支 払 期 日	毎年 4月 ・ 7月 ・ 10月 ・1月

※初回支払年月 年 月

※最終支払年月 年 月

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程に基づき、上記のとおり退職年金を支給します。

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉協議会
会長

印

受付印

年金受給権喪失届

施設（団体）番号		加入者番号		年金証書番号		
加入者であつた者 (年金受給権を喪失したもの) (甲)	氏 名		性別	生 年 月 日		
			男 女	大正 昭和 年 月 日 平成		
	年金受給権の喪失日		最後に加入者であつた施設（団体）の名称			
	年 月 日					
届出者（乙）	甲との続柄	連絡先（TEL）		年金の種類		
				退職年金		
	氏 名		性別	生 年 月 日		
			男 女	大正 昭和 年 月 日 平成		
年金受給権の喪失理由						
<p>上記のとおりお届けします。 年 月 日</p> <p>社会福祉法人長野県社会福祉協議会 会長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名 ㊟</p>						
<p>上記の届出は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">加入施設（団体）所在地 施設（団体）名 代表者名 ㊟</p>						

(注意) 1 甲乙が同一人の場合、乙の重複欄は斜線を引いてください。
2 年金証書を添付してください。

年 月 日処理	扱者		検印	
---------	----	--	----	--

年金受給権者現況届

年 月 日 提出

加入者番号		
受給権者の記入欄	フリガナ	大正
	氏名	昭和 年 月 日生
	住所	平成
	本籍	
市町村の証明欄	<p>上記の者は 戸籍・住民票 に記載されていることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>市町村長 印</p>	
通信欄	電話番号	

長野県民間社会福祉事業事従事者退職年金共済

受付印

代表受給権者に関する届

施設（団体） 番号		加入者番号		年金証書番号	
加入者で あった者 （甲）	氏 名		連絡先（TEL）		最後に加入者であった 施設（団体）の名称
代表 受給権者 （乙）	氏 名（乙）		代表受給者（乙）の住所		給付対象
					1 遺族一時金 2 支給未済分
<p>上記代表受給権者が、自己及び他の遺族を代表して給付金の受取及び通知並びに諸届を行うこととなりましたので、遺族全員連署のうえお届けします。</p> <p>なお、このことについて万一事故が生じた場合は、当方において一切の責めに任じます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>社会福祉法人長野県社会福祉協議会 会長 様</p> <p>届出者 住所 （乙） 氏名.....<input type="checkbox"/> 甲との続柄.....</p> <p>住所 氏名.....<input type="checkbox"/> 甲との続柄.....</p> <p>住所 氏名.....<input type="checkbox"/> 甲との続柄.....</p> <p>住所 氏名.....<input type="checkbox"/> 甲との続柄.....</p>					
<p>上記の届出は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">加入施設（団体）所在地 施設（団体）名 代表者名 印</p>					

- (注意) 1 この届は、最後に加入者であった施設・団体に提出してください。
 2 年金証書番号は、同証書が交付されている場合のみ記入してください。
 3 届出者の印は、印鑑登録証明書と同一の印により押印してください。

受給権者→委託者

- 氏名変更届
- 住所変更届
- 届出印変更届
- 受取方法変更届

年金受給権者

一時金受給権者

該当する に をつけてください。

ご記入後は、委託者(退職された会社または団体)あてにご提出ください。

会社または団体あてに既にご提出されている年金の指図書に押されたお届印と同じ印をご押印ください。

①制度	②店番	③委託者番号	④受給者番号・加入者番号	⑤フリガナ 事業所番号	⑥変更日 年 月 日
				氏名	
					お届印 (2枚目にもご押印もごください)

当初認定した受給者の申し出に相違し、年金受給権者の方は受給者番号を、一時金受給権者の方は加入者番号をご記入ください。

変更が必要な項目のみ、ご記入ください。また、変更前の住所が海外の方もしくは今後海外に居住される方は「非居住者」欄に必ずご記入ください。年金受給権者の住民票住所の登録・変更については、「年金受給権者 住民票住所届」を提出ください。

⑦フリガナ 変更後の 送付先住所	(〒 - -) 都 道 府 県	⑧フリガナ 変更後の 海外住所	⑨フリガナ 変更後の 氏名	⑩変更後の 電話番号	非居住者	転居区分 国内→海外 海外→国内	租税条約 届出書 有 無	送付先選択欄 海外 国内	出国日 年 月 日	帰国日 年 月 日
⑪お届印	旧印	新印	旧印を紛失した場合には、旧印欄に印鑑証明印を押印し、印鑑証明書を添付してください。			口座番号(7桁) →右つめてご記入ください。	本人名義 普通預金			
⑫変更の 受取方法	1. 銀行口座 振込	銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/>	金融機関コード	通帳記号(5桁)	通帳番号(8桁) →右つめてご記入ください。					
通 信 欄	2. ゆうちょ 銀行振込	ゆうちょ 銀行総合口座通帳 本人名義	9 9 0 0	—	—					

<通信欄について>
1. ご自分で記入することができないため、親族等のご本人以外の方が記入する場合は、通信欄に「代理署名した方の氏名」および「受給権者との続柄、住所等」をご記入のうえ、余白に代理人印を押印ください。
<ご注意>
2. ①～⑥欄は必ずご記入ください。⑦～⑩欄は該当項目のみご記入ください。
3. 海外送金をご希望の場合は、別途ご相談ください。

特10280 請求単位・束 A4 N40 (3×10×130) '22.11 KH

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済

納入通知書・異動確認書・掛金等額計算書

(各異動届受領書及び新規加入者番号通知書)

社会福祉法人長野県社会福祉協議会会長 印

(登録番号：T3-1000-0500-1690)

施設・団体番号

施設・団体名

様

年 月分の決定事項および納付金額は以下のようになります。

【 年 月分 内訳】(訂正が必要な場合は 年 月 日までにご連絡ください)

加入者 No.	加入者氏名	① 標準給与 (千円)	掛金(円)			異動内容	
			加入者負担 ①×26/1000	事業所負担 ①×28/1000	事務費 ①×0.8/1000	異動日	内容
合計(人)			②	③	④	②+③+④	

【今月分請求内訳】

	該当月	掛 金		事務費 (課税対象)	合計
		加入者負担	事業主負担		
当月分(詳細上記)					
調整分					
人勧差額分					
当月分納付額小計					
(うち10%対象)					
(うち消費税額)					

今回請求内訳

今月分請求額 円・・・①
 前月までの未納額 円・・・②
 (前回請求額 円、うち納付済額 円)

今回請求額 円 (①+②)

※口座引落日の2日前までに口座の残高を確認してください。

【口座引落日 年 月 日】

領 収 書

施設(団体)番号

所在地

年 月 日

施設(団体)名

様

金 _____ 円

但 長野県民間社会福祉事業従事者退職年金
共済掛金等として、上記の金額を領収し
ました。

社会福祉法人

長野県社会福祉協議会会長 印

領収内訳

項目	掛金等の額 (円)	負担主
① 通常掛金		加入者
② 同		事業主
③ 特別掛金		事業主
④ 事務費負担金		事業主
① + ② + ③ + ④		
⑤ 当月分計		
⑥ 調整額		
⑦ 人勧差額分		
⑧ 延滞金		事業主
⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ 合計		

加入者職員施設等間継続異動届

加入者氏名	加入者番号	異動年月日 (加入年月日)	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
異動前 施設 団体	施設等番号	異動後 施設 団体	施設等番号				
	施設等名称		施設等名称				
	住所		住所				
	標準給与月額		標準給与月額				千円

上記の通り連名でお届けします。

令和 年 月 日

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会長様

加入者施設等間継続異動届の記入等留意事項

- (1) 異動前、異動後とも施設等の印鑑は契約申込書と同じ印鑑を押印すること。
- (2) 異動年月日は、異動後施設等への加入日を記入すること。
- (3) 加入者の標準給与月額が、異動前と異動後に変更がある場合には、変更した額を記入すること。

ただし、同一法人内での異動の場合には以下に留意して標準給与月額を記入すること。

- ㊦ 原則として掛金額は毎年10月分から変更となるため、10月以外の異動は、異動後の標準給与月額欄には異動前と同額を記入する。
- ㊧ 減額加入者にピーク時特例方式を適用し、かつ当該加入者の俸給月額の減額日と異動日が同日となるときは、異動後の標準給与月額欄には旧定年日が属する月の翌月初日の俸給月額に基づく標準給与月額を記入する。

この場合は施行細則第5条第3項に基づき、月額変更及び職種変更通知（様式第9号）及び当該加入者に適用される規程等の写しも併せて提出する。

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済

加 入 者 休 職 届

加入者番号	
加入者氏名	
休職年月日	年 月 日
休職理由	

上記のとおり提出します。

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長 様

提出年月日 年 月 日

施設（団体）番号

施設（団体）名

代表者名

印

（注意）

休職を命ぜられた日の翌日の属する月から復職した日の属する月の前月までは、休職期間となり加入者期間に算入しないので掛金は納入しないでください。

様式第 26 号

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済

加 入 者 復 職 届

加入者番号	
加入者氏名	
復職年月日	年 月 日
特記事項	

上記のとおり提出します。

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長 様

提出年月日 年 月 日

施設（団体）番号

施設（団体）名

代表者名

印

(注意)

休職を命ぜられた日の翌日の属する月から復職した日の属する月の前月までは、休職期間となり加入者期間に算入しないので掛金は納入しないでください。

年金に代えて支給する一時金の事由確認書

(一時金を希望する理由) (該当の番号に○をすること。
(6)についてはその内容を記入すること。)

- (1) 災害
- (2) 重疾病
- (3) 住宅の取得
- (4) 子女の教育、結婚
- (5) 債務の返済
- (6) その他前各号に準ずる事実

.....
年 月 日

受給者氏名 _____ ⑩

上記事由は事実と相違ありません。

年 月 日

施設 (団体) 番号

施設 (団体) 名 _____

代表者名 _____ ⑩

(1) 記入上の留意事項

㊦ 様式上半分の太枠内のみ記入し、それ以外は県社協使用欄につき記入しない。

(金額欄も記入しない。)

㊧ 氏名・住所にはフリガナを付けること。

住所は、受給権者が確実に受取できる住所を記入すること。

㊨ 受給者氏名欄の印鑑は、指図書 3 枚綴りのうち、1 枚目と 3 枚目に捺印すること。捺印のない場合は無効です。

㊩ 年金受給中の者が、年金に代えて支給する一時金を請求しようとするときは、「選択一時金のときご記入」欄も記入すること。

㊪ 受取方法欄は、「1 銀行口座振込」又は「2 ゆうちょ銀行振込」いずれか該当する数字を○で囲むこと。

遺族に関する裁定請求書(様式第14号)を併せて提出するときは、同一の口座を記入すること。

銀行口座振込の場合は、銀行名・支店名・口座番号を正確に記入すること。また、口座名義は「1 本人名義」又は「2 その他名義」のいずれかを○で囲み、2 の場合は、カタカナで名義を記入すること。

なお、結婚等により該当口座なし、宛先不明、転居先不明などのないよう、受給権者と連絡をとり確実に受給権者が受取り出来る方法を記入すること。

(2) 年金受給権者の死亡に伴う提出の場合は、振込先となる通帳等の写を添えること。

[参考様式第 1-1 号]

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済

加 入 承 諾 書

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程第 8 条の規定に基づき、
標記共済に加入することに同意します。

法人名

施設名

代表者 様

年 月 日

所 属

職・氏名

印

[参考様式第 1-2 号]

年 月 日

職 員 各 位

法人名

施設名

代表者名

長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済への加入について（依頼）

標記について、本会（施設）は職員の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、長野県社会福祉協議会との間に長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済（以下、「共済」という。）規程に基づき年金契約を行い、加入しています。

この共済規程第 8 条において、原則としてすべての役職員を加入対象とし、加入にあたっては、加入対象者の同意を得て加入することとしております。

つきましては、貴殿が共済に加入することについて、別紙承諾書に同意いただきたく、趣旨ご理解のうえ、よろしくお願ひします。

なお、本共済に提供する個人情報については、長野県社会福祉協議会個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき適正に処理されますので申し添えます。

参考：長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程（抜粋）

第 2 章 加入者

（適用の範囲）

第 8 条 加入施設等は、雇用する次の各号に掲げる者を除くすべての役職員を本制度の加入対象とする。

- （1）日々雇入れられる者
- （2）臨時に期間を定めて雇入れられる者
- （3）国、地方公共団体を退職した者で、共済組合から長期給付を受けている者及び受ける権利（共済組合の組合員期間 25 年以上）を有する者
- （4）国、地方公共団体から出向している者

2 加入にあたっては、加入対象者の同意を得て加入させるものとする。

発 行

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1 長野保健福祉事務所庁舎内

電 話 : 026-226-4126 F A X : 026-228-0130

E-Mail : fukuri@nsyakyo.or.jp